

# 第2回定例会

## 空き家対策に取り組むための条例を制定

空き家等対策審議会で危険と決定された空き家の除去費用を助成

## 平成25年7月から平成26年3月まで、職員給与の削減を決定

地方交付税の減額によって不足する財源を確保し、住民サービスに資するため、職員の給与を削減

特別職と議員の報酬も同期間減額

平成25年第2回定例会は6月12日開会し、一般質問に2議員が登壇。請願1件、報告3件、発議1件、平成25年度補正予算2件、条例の制定3件、条例の改正4件について審議し、原案を可決。6月14日に閉会した。

### 条例の制定

▼新十津川町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例の制定について  
議員報酬を9か月間減額する

▼新十津川町空き家等の適正管理に関する条例の制定について  
空き家等の適正管理を図る

▼新十津川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について  
防災・減災事業や地域経済の活性化の財源確保のため、職員給与を減額する

【討論あり】

【採決】  
賛成7・反対3 原案可決

【反対討論要旨】

○地方交付税の減額を盾に地方公共団体の給与削減を強要する国の行為に反対。職員士の士気が低下することを懸念する。むしろ交付税削減分は基金等で対応するべき。

○ラスパイレス100を超えている自治体は努力の末の結果である。すべてが一律の給与削減をすることは自主性を損なうことになり、地域の経済にも影響が大きい。また職員の生活権を守ることが大事である。

【賛成討論要旨】

○国の要請は地方自治権の侵害であるが、東日本大震災の復興財源確保に国・地方がその財源の確保に努力すべきである。また給与削減に見合う交付税の減額に対して町の基金を充当することとはその原資が税であり、職員のために使うことは納税者すなわち住民の理解が得られない。

### 条例の改正

▼新十津川町長及び副町長の給料に関する特別措置条例の一部改正について  
防災・減災事業や地域経済の活性化の財源確保のため、給料を9か月間減額する。

▼新十津川町教育委員会教育長の給料に関する特別措置条例の一部改正について  
防災・減災事業や地域経済の活性化の財源確保のため、給料を9か月間減額する。

▼新十津川町国民健康保険税の一部改正について  
平成25年度国民健康保険税の税率を改正する。